

協同組合八戸中央建設業協会 殿

八戸市長 小 林 眞

(公 印 省 略)

水銀使用製品産業廃棄物の取扱いに係る周知について (依頼)

平素より、当市の環境行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (以下「省令」という。)が改正され、平成 29 年 10 月 1 日以降、水銀使用製品産業廃棄物 (水銀使用製品が産業廃棄物となったものであって省令で定めるもの) を保管し、又はその処理 (収集運搬及び処分) を委託する場合に、新たな措置が必要となりました。

つきましては、環境省が作成したリーフレットを同封いたしますので、内容を御確認いただくとともに、貴団体会員に周知くださいますようお願い申し上げます。また、職員による説明会も承りますので、御希望の際は下記担当まで御連絡ください。

水銀廃棄物の詳細は、下記の環境省ホームページより御覧いただけますので、併せて御確認くださいようお願い申し上げます。

なお、本通知は水銀使用製品産業廃棄物の排出が見込まれる事業者が加盟している団体に送付しております。

○送付文書

- 1 水銀廃棄物に関するリーフレット 2部
- 2 廃棄物処理法施行令等の改正に関するQ&A (環境省作成)

○環境省ホームページ【水銀廃棄物関係】

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

(送付したリーフレットが掲載されています。)

八戸市環境部環境保全課 廃棄物対策グループ

担当 釜石技査 山部技師

T E L 0178-51-6195

F A X 0178-47-0722